

学生生活援護会一時給付金に関する規程

1995年2月1日
規程制定
2026年3月13日
改正規程2025-312号

(目的)

第1条 この規程は、学生生活援護会規程第4条第1項第4号に基づき、学生または大学院生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の、生活上での突然の変動に際し、学生生活維持の一助として一時給付金（以下「給付金」という。）を給付することを目的とする。

(資格)

第2条 給付金の給付を受ける者は、本学での修学の意志が固い者で、その学資負担者が以下の各号の一に該当する場合とし、本学の授業料免除と重複しての給付も可とする。

- (1) 死亡又は生別した場合
- (2) 失職あるいは勤め先が倒産した場合
- (3) 病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合
- (4) 火災・風水害・地震等の災害で、住んでいた住居が、半壊以上か、あるいは、居住不可能なほどの被害を受けた場合

(申請)

第3条 給付金の給付希望者は、以下の各号の書類を学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 一時給付金給付申請書
- (2) 第2条第1項第1号から第4号のいずれかについての証明書
- (3) 当該学生・院生の担任教員による所見

(申請書類の提出期限)

第4条 給付金の申請は、原則として、第1条の変動が発生してから6ヶ月以内に行われなければならない。

(選考)

第5条 給付金給付者についての選考は、学生支援課が行い、学生生活援護会理事会にこれを報告するものとする。

(給付額)

第6条 給付金の金額は、第2条第1項第1号の学資負担者の死亡の場合は20万円、生別及び第2号から第4号に該当する場合は10万円とする。

(給付期限及び給付先)

第7条 給付金給付学生の決定を受け、学生支援課は速やかに当該学生・大学院生に対し決定通知を送付するとともに、学資負担者あるいは保護者に対し給付金を送付する。

(取消)

第8条 給付金給付が決定した後、給付学生・大学院生において、申請書類に虚偽の事実のあることが判明した場合は、給付の停止、取り消し、給付後の場合は、全額返還を命ずることがある。

(事務)

第9条 給付金に関する取扱事務は、学生支援課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生生活援護会の議を経て、学生生活援護会理事会が決定する。

附 則

1995（平成7）年2月1日 制定し、1995（平成7）年1月1日から施行する。
1999（平成11）年4月1日 改正・施行する。

附 則

この規程は、2019（令和元）年6月27日に改正し、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（2026年3月13日改正規程2025-312号）

この規程は、2026年4月1日から施行する。